

加工施設再編等緊急対策事業 実施要領の制定について

27 生産第 2399 号
27 政統第 503 号
平成 28 年 1 月 20 日
農林水産省生産局長
農林水産省政策統括官 通知

制 定 平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生産第 2399 号、27 政統第 503 号

最終改正 令和 3 年 12 月 20 日付け 3 農産第 1998 号、3 畜産第 1195 号

加工施設再編等緊急対策事業については、先に加工施設再編等緊急対策事業実施要綱（平成 28 年 1 月 20 日付け 27 生産第 2397 号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、別紙のとおり加工施設再編等緊急対策事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき適切な指導を願いたい。

加工施設再編等緊急対策事業実施要領

制 定 平成28年1月20日付け27生産第2399号、27政統第503号
最終改正 令和3年12月20日付け3農産第1998号、3畜産第1195号
農林水産省農産局長、畜産局長通知

第1 趣 旨

加工施設再編等緊急対策事業の実施については、加工施設再編等緊急対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2397号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業内容

本事業は、次に定めるとおり、製粉工場等再編合理化事業、精製糖工場等再編合理化事業、乳業工場機能強化事業及びばれいしょでん粉工場等再編合理化事業により構成され、各事業ごとの取組内容、事業実施主体等は、別記1から別記4までに定めるとおりとする。

- 1 製粉工場等再編合理化事業
別記1に定めるとおりとする。
- 2 精製糖工場等再編合理化事業
別記2に定めるとおりとする。
- 3 乳業工場機能強化事業
別記3に定めるとおりとする。
- 4 ばれいしょでん粉工場等再編合理化事業
別記4に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の加工施設再編等緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、平成31年2月7日から施行する。

- 2 この通知による改正前の加工施設再編等緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和2年1月31日から施行する。
- 2 この通知による改正前の加工施設再編等緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和3年1月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の加工施設再編等緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和3年12月20日から施行する。
- 2 この通知による改正前の加工施設再編等緊急対策事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。